

令和 6 年度

浦添市施設等利用給付認定現況確認案内

認可外保育施設等や幼稚園・認定こども園の預かり保育事業を利用しており、施設等利用給付認定(無償化)を受けている場合は、毎年現況確認(「保育の必要性」の有無の確認等)が必要となります。

つきましては、無償化の対象となるための施設等利用給付認定現況確認について、次のとおりご案内しますので受付期間内に必要書類の提出をお願いいたします。

※期間内に提出がない場合、要件確認が出来るまで支給保留となりますので、お早めのご提出をお願いします。

「認可外保育施設等」とは、

- ①届出済認可外保育施設(ベビーシッターを含む) ②一時預かり事業 ③病児保育事業
- ④ファミリーサポートセンター(送迎のみを除く)等の施設・事業のことです。

※所在市町村が無償化の対象施設であることの確認を行った施設が対象となります。

<現況受付期間>

令和 6 年 10 月 21 日(月) ~ 令和 6 年 12 月 13 日(金)

郵送 または 浦添市役所こども未来課(2階)給付係窓口へ提出

午前 8:30~午前 12:00/午後 1:00~午後 5:15

※土日・祝祭日と、午前 12:00~午後 1:00 の間は、申込受付はできません。

※郵送提出の場合、未着について市は一切責任を負いませんので、簡易書留等、配達記録が残る方法をお勧めします。

1 現況確認対象者

施設等利用給付認定(2号、3号)を受けている方

2 提出書類

内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください。

(1) 共通の提出書類(令和 6 年 7 月 31 日までに申請された方は全員提出が必要です)

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第 30 条の 4 第 3 号・第 3 号)

(うら面へ続く)

(2) 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれの書類が必要です。）

事由	必要な書類	
就労 (自営業等を含む)	★就労証明書 ※令和5年10月から自営業を含むすべての就労形態について、就労証明書で確認を行います。	
妊娠・出産	親子(母子)健康手帳の写し	分娩予定日が確認できる部分
育児休業	★就労証明書	育児休業期間の記載
求職活動	★求職活動状況確認書	原則 3 か月間のみ有効です。
疾病・障がい	★診断書(保護者・同居用)	
介護・看護	★診断書(看護・介護証明用) ★看護(介護)申立書	※いずれもこども未来課指定様式への記入をお願いします。
就学	・在学証明書 ★授業日程証明書	※授業日程証明書は、お手持ちのカリキュラム等も可(拘束時間が分かるもの)
災害復旧	罹災証明書	

(3) 家庭の状況により必要な書類

事由	必要な書類
ひとり親世帯(預かり保育を利用される場合) ※児童扶養手当受給中の方、または母子及び父子家庭等医療費受給中の方は、情報連携により確認が可能なため、ひとり親である確認書類の提出は不要です。	(1)①戸籍謄本の写し(受理証明書可) ②事実婚にない旨の申立書 (2)(離婚調停中の場合) ・公的機関が発行した離婚調停中であることがわかる書類(裁判所からの呼出状、離婚調停申立書の写し等)
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
令和6年1月1日時点で浦添市以外に住所がある方で、次に該当する場合 ①政令指定都市に住所がある方 ②税未申告の方 ③住民基本台帳における情報取得の制限をかけている方 ④申請書にマイナンバーを記入いただいていない方 ※別居であっても同一生計の場合は提出が必要です。	令和6年度所得課税証明書(令和6年1月1日時点住所地の市町村が交付)
軍人・軍属の方	2023W-2

※「令和7年度認可保育所等一斉入所申込」の際に添付する書類と同一であれば、この現況届にはそのコピーを添付することが可能です。また、直近3か月以内に発行された就労証明書等をこども未来課へ提出済みの場合は添付不要ですので、その旨を申請書の枠外へご記載下さい。

※きょうだいで認定を受けている場合、申請書は認定子どもにつき1部必要ですが、保育を必要とする証明書類は世帯につき各1部の添付になります。

【お問い合わせ】

浦添市役所こども未来課給付係 無償化担当 TEL:098-876-7201